

2019年6月15日

JRA報道室

今週の中央競馬における競走除外について

中央競馬の厩舎に販売された飼料添加物（商品名「グリーンカル」）の一部に
禁止薬物「テオブロミン」が含まれていたことが判明いたしました。

そのため、今週の出走予定馬のうち同飼料添加物が販売された厩舎の馬
（156頭）については、同薬物の影響下にある可能性が否定できないことか
ら、日本中央競馬会競馬施行規程第105条第1項第4号により競走から除外
した上で、今週の中央競馬を開催いたします。

【参考 日本中央競馬会競馬施行規程第105条第1項第4号】

裁決委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該馬を競走から除外すること
ができる。

(4) 前3号に掲げるもののほか、競走の公正を確保するため必要がある場合

※テオブロミンとは

興奮作用、気管支拡張作用、強心作用、利尿作用等を持ち、チョコレートやココアなど
に含まれる。